

独立行政法人海技教育機構 第 3 期中期目標

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

四面を海に囲まれた我が国において、外航海運は輸出入貨物の 99.6%（2014 年、トン数ベース）、内航海運は国内貨物の約 4 割（2013 年度、トンキロベース）、産業基礎物資の約 8 割の輸送を担うとともに、国内海上輸送は年間約 9 千万人が利用しており、海運業は我が国の経済、国民生活に大きな役割を果たしている。こうした海運の安定輸送は、高度な船舶運航技術を持つ船員はもとより、船員の経験を有し、陸上で活躍する海技者や、船舶交通の難所において、船舶を安全に導く水先人に支えられており、これら人材の確保・育成は極めて重要である。

船員は、我が国海運の人的基盤であって、高度な技術者である船員の確保・育成は、今後、生産労働人口が減少することが見込まれる中、海運の安定性・安全性・信頼性の確保、海技の世代間の安定的な伝承等の観点から、「海洋国家」である我が国にとって益々その重要性が高まっている。

このことから、船員の育成及び確保は、「海洋基本法」（平成 19 年法律第 33 号）にて国の責務として明定されており、国土交通省では、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることを施策目標として掲げ、船員養成事業もその一翼を担うものとして位置づけている。

このような中、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、その政策実施機能の強化を図るべく、今般、国土交通省が所管する海技教育機構（以下「旧海技教育機構」という。）と航海訓練所（以下「旧航海訓練所」という。）を統合し、海技教育機構（以下「機構」という。）を設立した。

これまで、旧海技教育機構は、内航新人船員の最大の供給源であり、海上技術短期大学校（3 校、高卒 2 年課程）及び海上技術学校（4 校、中卒 3 年課程）を全国に配置し、四級海技士資格を取得させるための教育（座学教育）を実施してきた。また、海技大学校においては、海上技術短期大学校及び海上技術学校の卒業生を対象として三級海技士資格を取得させるための教育のほか、海運会社のニーズに対応して、就労船員を対象とした上級の海技資格取得を目的とする教育や、シミュレータ等を活用して船舶機器の技術革新に対応した水先人の養成をはじめとする実務教育を実施してきた。

旧航海訓練所は、商船系教育機関 15 校（旧海技教育機構（8 校）、商船系大学（2 校）及び商船系高等専門学校（5 校））の学生等に対し、保有する 5 隻の練習船を活用し、海運業界のニーズを踏まえながら国際条約や国内法に基づく乗船実習訓練を一元的かつ効果的に実施してきた。

今回の統合により、機構は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講ずることとしている。併せて、国内外を問わず船員教育の知見を活用

してのプレゼンスの向上や、海事関係者と連携した海に対する国民の理解と関心の醸成に取り組むこととしている。

機構の役割は、保有するリソースを最大限有効に活用して、これらの取組みを進めることにより、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定かつ安全な海上輸送の確保を図ることである。

第2 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項第1号に基づき、船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を実施する。

また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの一層の精査や、これら関係者と交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質的向上を図る。

(1) 船員となろうとする者に対する教育

① 機構における資格教育

(a) 養成定員と養成課程

船員養成事業においては、三級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、国内最大の内航船員の供給を担っている四級海技士養成課程（本科及び専修科）については、期首の定員を390名とする。

新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ、期間中に見直すものとする。

(b) 座学教育と航海訓練の一体的実施

統合により、学校における座学教育と練習船による航海訓練を一体的に実施できる体制となったことを活かし、教育内容の高度化を図るため、座学と実習カリキュラムの効果的な運用による一貫教育の実施、また、施設・設備等の一体的運用による教育訓練の充実に取り組む。

併せて、海運業界が求める船員に不可欠とされる資質の涵養の強化を図る。

(c) 海運業界との連携

海運業界や船員教育機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。

【指標】

- ・ 期間中に新人船員の養成定員及び課程の見直しを行う。
- ・ 現行の養成課程について、平成 29 年度までに座学と航海訓練の一貫性のあるカリキュラムに見直す。
- ・ 学校と練習船のリソース（教材、設備、教員）について、平成 29 年度までに一体的な運用を図る。
- ・ 四級海技士養成課程（本科及び専修科）における海事関連企業への就職率については、中期目標期間の各年度とも 95%以上とする。
(前中期目標期間実績※：本科 97.0%、専修科 98.6%)
- ・ 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率については、中期目標期間の各年度とも 95%以上とする。
(前中期目標期間実績※：海上技術コース 100%)
- ・ 四級海技士養成課程（本科及び専修科）における海技士国家試験の合格率については、中期目標期間の各年度とも全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指す。また、航海・機関の両方の合格率については、本科は 80%、専修科は 95%以上とする。
(前中期目標期間実績※：本科 75.4%、専修科 94.1%)
- ・ 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率については、中期目標期間の各年度とも 95%以上とする。
(前中期目標期間実績※：海上技術コース 92.8%)

※前中期目標期間実績：平成 23 年度から 26 年度までの実績値の平均

【重要度：高】

- ・ 旧海技教育機構と旧航海訓練所の統合に当たり、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとされており、上記「① 機構における資格教育」は、その達成に向けた重要な要素であるため。
- ・ 特に、海事関連企業への就職率については、我が国の内航海運では船員の高齢化が著しいことから、大量離職に伴う担い手不足が生じないよう、十分な数の若年船員を育成することが必要である。本法人は、内航新人船員の最大の供給源であり、主要な役割を果たしているものであるため。

【難易度：高】

- ・ 海事関連企業への就職率については、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動する等の外部要因の影響を受け、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定し

ているため。

- ・海技士国家試験の合格率については、法人のパフォーマンスを最大限に引き出すために相当程度の努力をしなければ達成できない目標として設定しており、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。

② 他の教育機関から受託する航海訓練の実施

学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき、効果的・効率的に航海訓練を実施する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。

【指標】

- ・航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等と期間中5回程度の連絡会議を開催する。
- ・船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。

(2) 船員に対する教育

海技士の免許を取得するために必要な講習以外の講習等については、海運業界のニーズを踏まえた検討を行い、年度毎に見直す。また、技術革新に伴い、国際条約により求められる新たな技能の習得のための講習課程を期間中に設置する。

水先人の養成については、関係者と連携し安定確保に努めるとともに、その教育の実施に際しては、これまでの受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、内容の充実を図る。

【指標】

- ・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。
- ・海技士資格取得以外の講習等について、業界のニーズ等を調査し、毎年度見直しを行う。
- ・水先人教育について、毎年度受講者の能力検証・分析を行い、その結果を教育内容の見直しに反映する。

2. 研究の実施

「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。

研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

(1) 研究活動の活性化

研究体制の構築を図り、重点研究課題の策定及び研究評価体制を確立すること等により、海技教育及び船舶運航に関する研究を実施する。

【指標】

- ・平成 29 年度までに新たな研究体制及び評価体制を構築する。
- ・研究計画に基づき、期間中に延べ 165 件程度の研究を行う。

(2) 共同研究・受託研究の実施

統合により、海技大学校の施設及び練習船の双方を活用した研究が可能となることから、共同研究及び受託研究の拡大を図る。

【指標】

- ・受託研究及び共同研究について、統合を契機としてその拡大を図り、期間中に延べ 67 件程度（受託研究 7 件、共同研究 60 件）実施する。

【難易度：高】

- ・外部機関からの受託研究の実施について、期間中 7 件程度という目標は、研究委託者の開拓及び委託者との交渉成立により実施できるものであり、あらかじめその件数を計画することが困難であるため。

(3) 研究成果の普及・活用

研究成果を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表し、その普及を図るとともに、その結果を教育に反映する。

【指標】

- ・研究成果について、期間中 10 件程度定期刊行物を発行するほか、50 件程度の査読付き学術論文発表、60 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。

3. 成果の普及・活用促進

「機構法」第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

(1) 技術移転の推進

職員の海技教育に関する知識の活用を図るために、国内外を問わない研修員の受入れ及び各種機関・委員会への専門家の派遣等を推進する。

【指標】

- ・海技教育及び船舶運航に関する知見の普及について、期間中に国内外の教育機関、研究機関等から1,025名程度の研修員を受入れ、また、学会等の関係委員会へ延べ475名程度を派遣する。

(2) 人材確保の推進

船員志向性の高い人材確保に向け、入学者募集のための広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築する。また、外部機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

【指標】

- ・新たな入学者募集の体制・仕組みについて、直ちに構築し、効果的な募集活動を行う。
- ・外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを期間中に150回以上実施する。
- ・入学前の広報活動の工夫及び入学後の進路指導等により、四級海技士養成課程（本科及び専修科）卒業者の入学者に対する割合を90%以上とする。

(3) 海事広報活動の促進

次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、外部機関とも連携し、学校及び練習船を活用したさらなる普及活動を推進する。

【指標】

- ・日本人海技者の確保に向け、学校及び練習船による一般公開、体験航海、シップスクール、地方自治体等が主催するイベント等への参加を期間中に350回程度実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組

(1) 効率的な業務運営体制の確立

本部の管理部門について、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、業務の効率化を図り、業務量の変化に見合った効率的な組織体制の確立に努める。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する

経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制することとする。

(3) 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(4) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については公表する。

2. 業務運営の情報化・電子化の取組

法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

1. 中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

2. 自己収入の確保

受益者負担を始めとする自己収入については、「平成27年度予算執行調査の調査結果」(平成27年6月30日)を踏まえ、引き続き段階的にその拡大を図ることとする。

専修科及び海上技術コースの授業料については、引き上げを継続するとともに、本科及び専修科の入学料・入学検定料については、平成29年度から徴収を開始するものとし、そのあり方については、平成32年度までに検討する。

商船系大学、高専及び海運会社を始めとする受益者の負担のあり方については、平成30年度までに平成31年度以降の拡大計画を策定する。

3. 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

4. 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

2. 人事に関する計画

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、座学を行う船員教育機関及び海運会社等との人事交流を積極的に推進する。

また、教職員に求められる能力・専門性を向上させるべく、研修等を通じた人材育成策を拡充する。

【指標】

- ・ 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に300名以上の人事交流を行う。
- ・ 期間中延べ950名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。

3. 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。

特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。

また、法人の長がこれらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

4. 監事の機能強化等によるガバナンス強化

監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させる。

5. 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適切な情報セキュリティ対策を推進する。

独立行政法人 海技教育機構 政策体系図

海洋基本法(抄)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、**船員の育成及び確保**、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

国土交通省 政策目標・施策目標(抄)

○活 力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 36

海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る



交通政策審議会海事分科会 基本政策部会 とりまとめ(抄) ～海洋立国日本の前進に向けた今後の海事行政の目指す方向 2015～

2.8 海運・造船分野での人材の活躍

(内航船員)

- ① 船員供給体制の強化
・船員教育機関の定員拡大
- ② 船員教育の高度化及び船員就業の促進
・実践的な船員教育の実施

(外航船員)

- ① 日本人船員の確保・育成
・新たなエネルギー輸送の増加に対応した船員の育成体制の強化

独立行政法人 海技教育機構 (第3期中期目標期間における重点事業)

1. 海技教育の実施

船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、航海訓練を実施

- ・新人船員の養成定員及び課程の見直し
- ・座学教育と航海訓練の一体的実施
- ・海運業界及び船員教育・訓練機関との連携
- ・新技能習得のための講習課程の設置

2. 研究の実施

海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映

- ・研究活動の活性化
- ・海技大学校と練習船の双方を活用した共同研究・受託研究の拡大
- ・研究成果の普及・活用

3. 成果の普及・活用促進

海技教育の知見の普及・活用を図り、海事思想を広く普及するための活動

- ・研修員の受け入れ等、技術移転の推進
- ・船員志向性の高い人材確保
- ・若年層の海・船への関心を高めるための普及活動